

# 京都市 介護予防・日常生活支援

# 総合事業

(略称：総合事業)



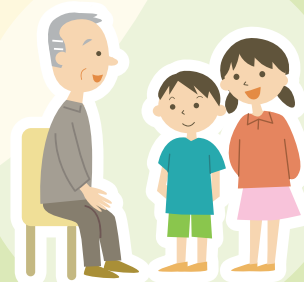
高齢者一人ひとりが、自らの意思に基づき、  
住み慣れた地域で、いきいきと健やかに暮らせる  
「健康長寿のまち・京都」



京都市では、介護保険法の改正に伴い、平成29年  
4月から総合事業が始まりました。

この総合事業は、地域全体で高齢者の生活を支える  
とともに、高齢者の皆様の介護予防と自立した日常生  
活を支援する仕組みとして実施されるものです。

いつまでも住み慣れた地域でいきいきと健やかに暮  
らすために、共に支え合うとともに、積極的に健康づ  
くりに取り組み、自立した生活を続けましょう。



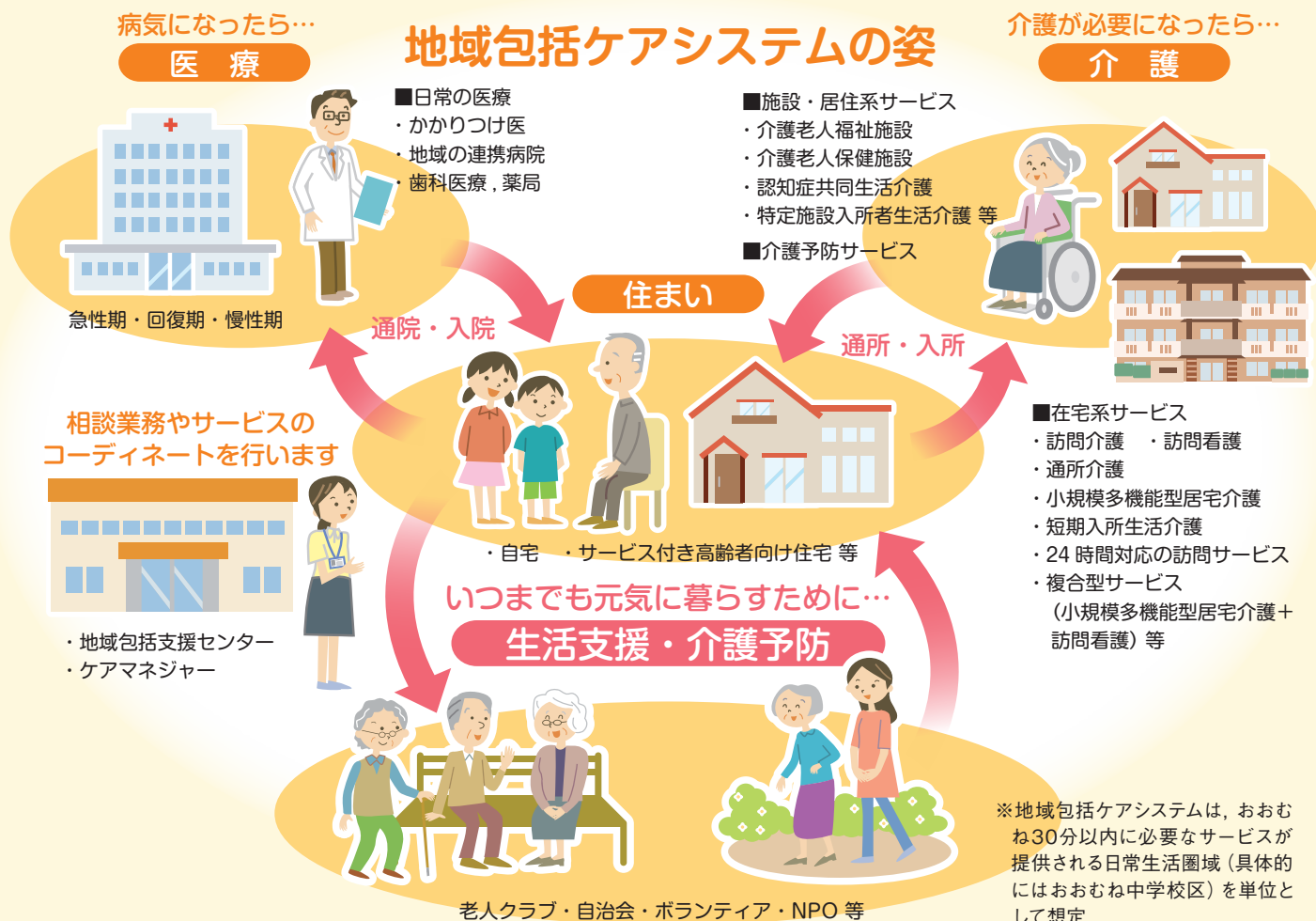
# 目次

- 総合事業の目的……………P.1-2
- 総合事業の概要……………P.3
- 総合事業の利用の流れ……………P.4
- 事業対象者（基本チェックリスト該当者）について……………P.5
- 介護予防・生活支援サービスの利用者負担と利用限度額……………P.6
- 介護予防・生活支援サービス
  - 訪問型サービス……………P.7-8
  - 通所型サービス……………P.9-10
  - 介護予防ケアマネジメント……………P.10
- 一般介護予防事業……………P.11-12
- 地域における支え合いを支援！……………P.13-14
- 介護予防・生活支援サービスの利用手続等に関する相談窓口…P.15

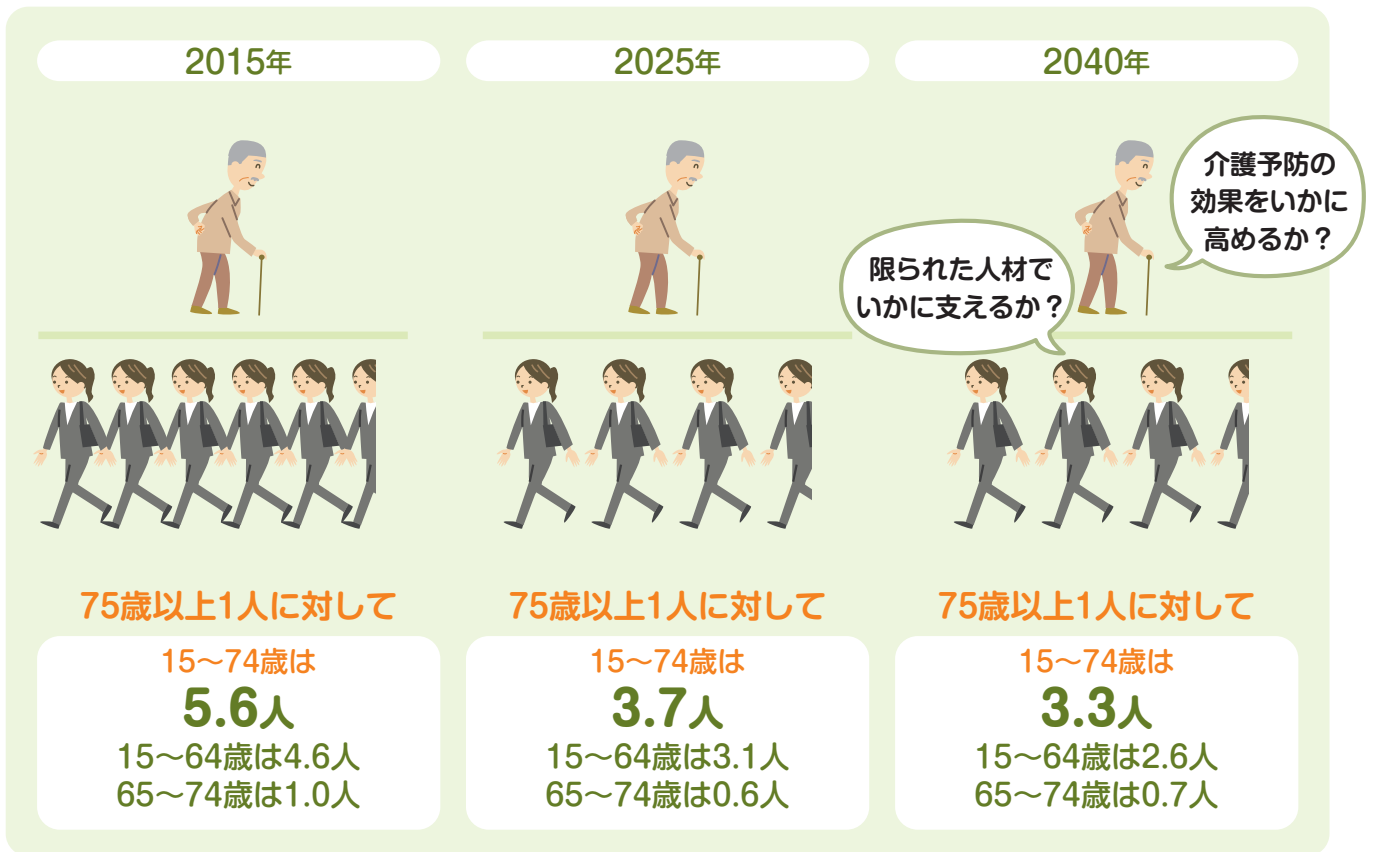
## 総合事業の目的

総合事業は、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすること、あわせて高齢者の社会参加、介護予防の取組を進めることを目的としています。

団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成37年）を目途に、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと健やかに暮らし続けることが出来るよう、「地域包括ケアシステムの構築」に向けた取組の一環として、総合事業を実施します。



# 京都市の10年後、25年後はどうなっている？



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」京都市（平成25年3月）

京都市では、団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成37年）に、15歳から74歳までの市民3.7人で1人の高齢者を支えることとなる見込みです。

そこで

## 京都市は総合事業で…

介護保険法の理念を基本として、「多様な担い手の活躍」、「介護予防の推進」、  
「生活支援サービスの充実」を目指します。

### 多様な担い手の活躍

担い手の多様化により様々な生活支援サービスを創出するとともに、元気な高齢者等が担い手として活躍することで更なる介護予防や生きがいづくりを支援します。

### 介護予防の推進

高齢者自らが介護予防に取り組み、その人らしく自立した暮らしを続けられるよう支援します。

### 生活支援サービスの充実

高齢者の多様なニーズに応えられるよう、サービス内容を多様化します。

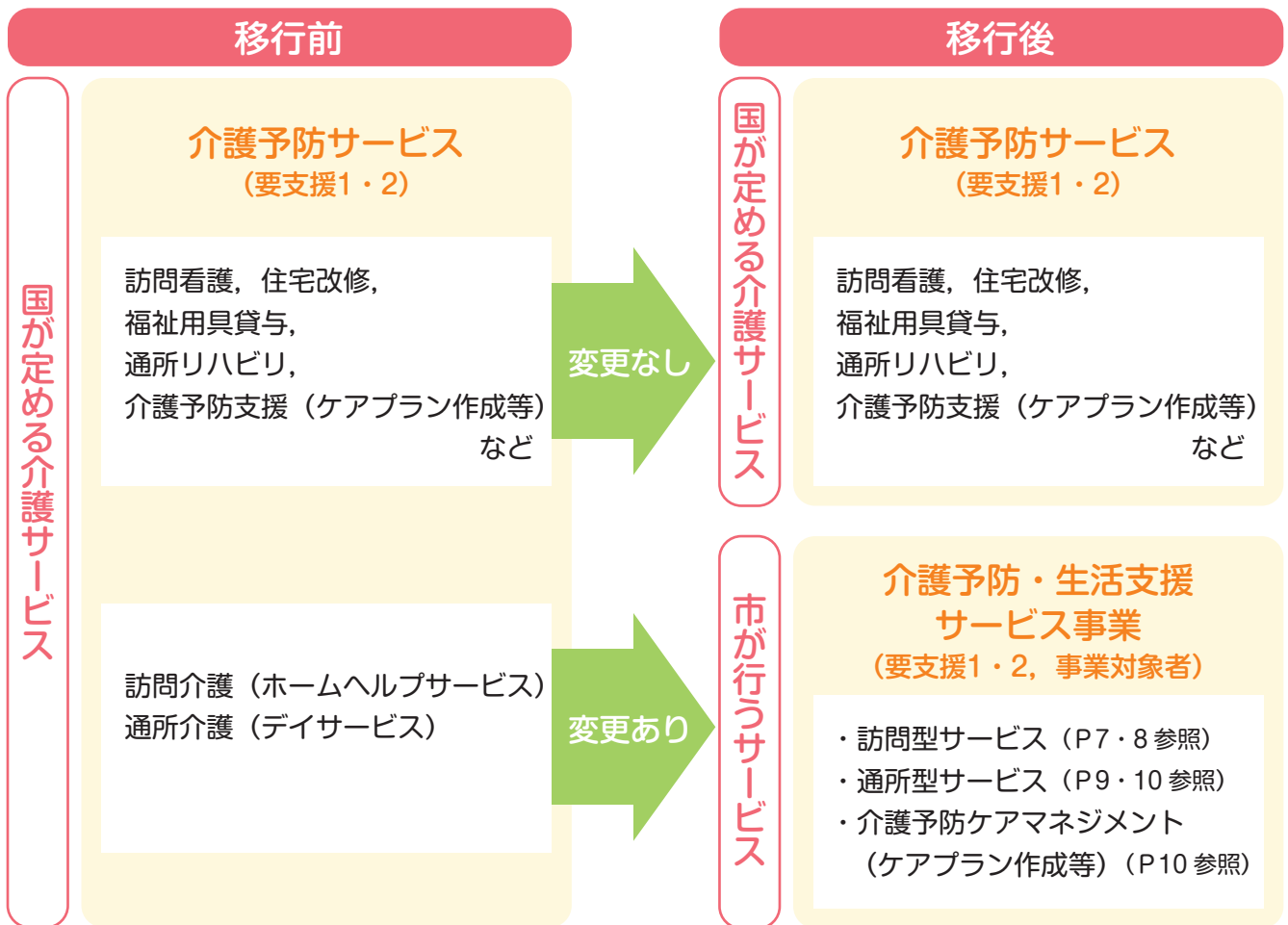
## 総合事業の概要

「介護予防・日常生活支援総合事業」は、**介護予防・生活支援サービス事業**と**一般介護予防事業**で構成されます。

### 介護予防・生活支援サービス事業（略称：介護予防・生活支援サービス）

要支援1・2の方が利用している介護予防サービスのうち、訪問介護（ホームヘルプサービス）と通所介護（デイサービス）は、全国一律のサービスから、京都市が実施する「介護予防・生活支援サービス事業」に平成29年度中に移行します。

介護予防・生活支援サービスは、要支援1・2の方と事業対象者（P5参照）が利用できます。



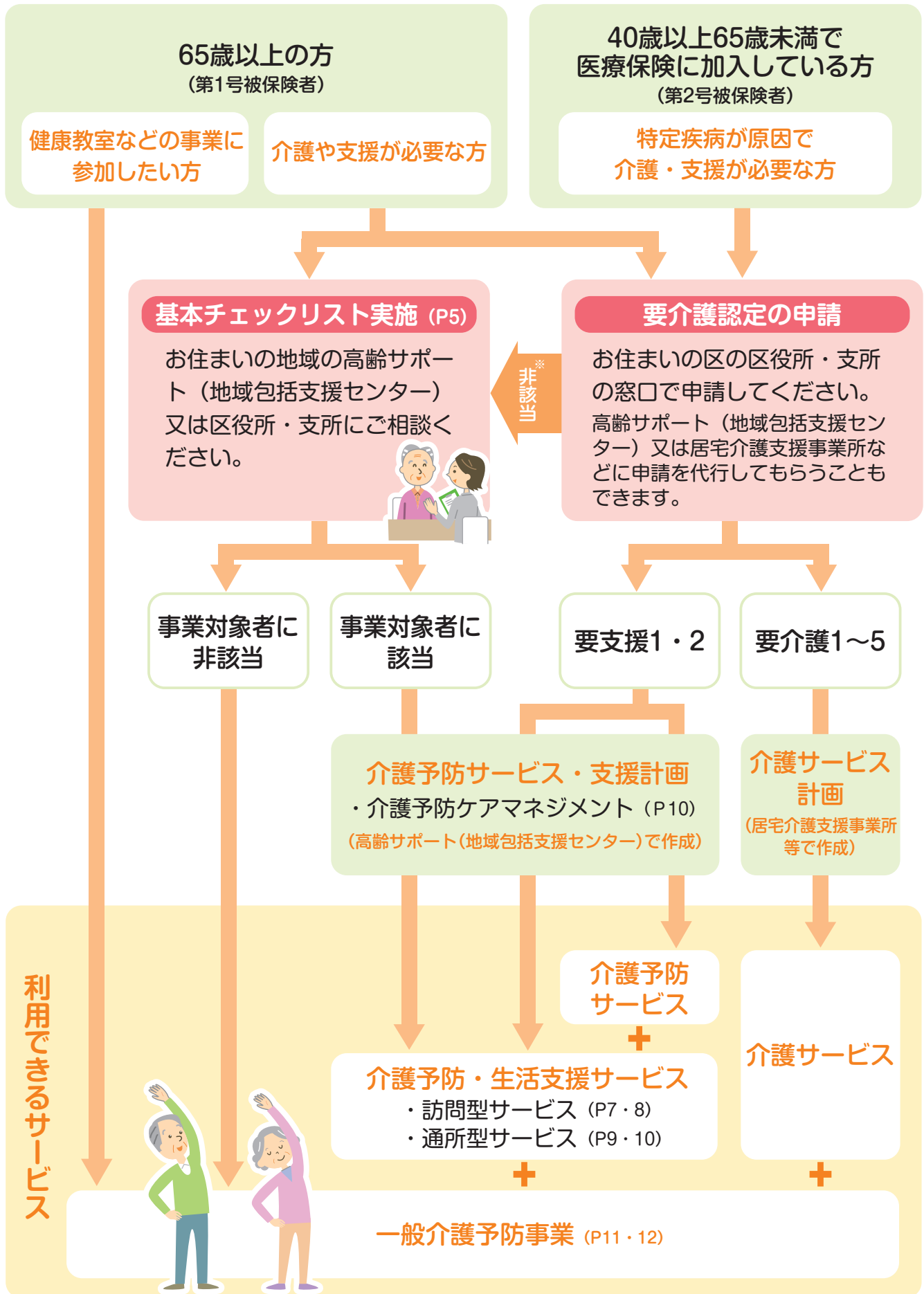
### 一般介護予防事業

65歳以上のすべての方を対象とした健康づくりと介護予防のための事業です。(P11参照)

総合事業のサービスは、高齢者の皆様の能力に応じて、自立した生活が営めるよう支援するものです。ご自身でできることを維持することや増やすことを目指し、できないことを補うことでその人らしい暮らしを支援します。

いつまでも自分らしく生活するために、適切なサービスを選択し、積極的に健康づくりに取り組みましょう。

# 総合事業の利用の流れ



※基本チェックリストの対象者は、65歳以上の方（第1号被保険者）のみ

## 事業対象者（基本チェックリスト該当者）について

総合事業の開始に伴い、これまでの介護保険の要介護・要支援認定に加えて新しい判定区分「事業対象者」が新設されました。

「事業対象者」は、介護予防・生活支援サービスを利用することができる区分で、高齢サポート（地域包括支援センター）又は区役所・支所窓口で実施する「基本チェックリスト」によって基準に該当し、届出をされた方です（65歳以上のみ。40歳から64歳までの医療保険に加入している方（第2号被保険者）は、「要支援1・2」の認定を受ける必要があります）。

### 手続きが簡単です！

#### 事業対象者は認定期限がありません

基本チェックリストを実施して、基準に該当し、届出をされた事業対象者の方は、認定期限がないため更新の手続きが不要です。

一方、要介護（要支援）認定を受けた方が、認定の有効期限後も引き続きサービスを利用する場合、改めて、主治医による意見書作成や調査員の認定調査を受け、審査会で審査・判定する認定手続きを受ける必要があります。

### 利用できないサービスがあります！

事業対象者は、要介護（要支援）認定を受けた方が使うサービスと比べると、利用できるサービスが限られます。

総合事業で実施する訪問型サービス、通所型サービスのみ、利用することができます。

### 必要なときは、要介護（要支援）認定の申請ができます！

事業対象者となった後や、介護予防・生活支援サービスを利用し始めた後も、必要な時は、要介護（要支援）認定の申請ができます。

#### 要介護（要支援）認定を申請する場合

身体の状態が悪化したなどの場合には、高齢サポート（地域包括支援センター）と相談し、要介護（要支援）認定の申請ができます。

### 必要に応じて、要介護（要支援）認定の申請をご案内することがあります！

介護サービスの利用が適当と判断される場合や、新規に通所型サービスの利用を希望される等の場合には、必要に応じて要介護（要支援）認定の申請をご案内することがあります。

# 介護予防・生活支援サービスの利用者負担と利用限度額

## 利用者負担

介護予防・生活支援サービスを利用したときは、**サービス費用の1割又は2割負担**が必要です。

利用者負担割合の判定方法は下表のとおりです。

	利用者負担段階		負担割合
第1号被保険者 (65歳以上の方)	市民税非課税の方，生活保護受給者及び旧措置入所者		1割
	本人の合計所得金額が160万円未満		
	本人の 合計所得金額 が160万円以上	同一世帯の第1号被保険者の「年金収入＋その他の合計所得金額（※）」が単身世帯：280万円未満 2人以上世帯：合計346万円未満	2割
同一世帯の第1号被保険者の「年金収入＋その他の合計所得金額（※）」が単身世帯：280万円以上 2人以上世帯：合計346万円以上			
第2号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険に加入している方）			1割

※その他の合計所得金額…合計所得金額から年金所得を引いたものです。

サービスを提供する事業所が利用者の負担割合を確認するため、「介護保険負担割合証」を交付しています。サービスを利用する場合は、サービスを提供する事業所に必ず介護保険被保険者証と一緒に提示してください。

介護サービスや介護予防サービスの利用時と同様に、利用者負担の軽減制度を実施します（一部対象外のサービスあり）。

## 利用限度額

介護予防・生活支援サービスは対象者別に利用限度額が設けられており、その範囲内で利用することができます。限度額の範囲を超えて利用するときには全額自己負担になります。

対象者	利用できるサービス		1ヶ月あたりの 利用限度額 ※1
	A 介護予防サービス	B 介護予防・生活 支援サービス	
事業対象者	(利用できません)		Bで5,003単位 (約53,000円)
要支援1	<ul style="list-style-type: none"> <li>訪問看護</li> <li>福祉用具貸与</li> <li>短期入所</li> <li>福祉用具購入</li> <li>住宅改修</li> </ul> 等 ※2	<ul style="list-style-type: none"> <li>訪問型サービス</li> <li>通所型サービス</li> </ul>	A+Bで5,003単位 (約53,000円)
要支援2			A+Bで10,473単位 (約111,000円)

※1サービスにかかる費用の総額の目安であり、自己負担はこの金額の1割又は2割です。  
 ※2予防給付のうち、福祉用具購入及び住宅改修については別に限度額の定めがあります。

## 介護予防・生活支援サービス

介護予防・生活支援サービスは、原則として京都市の介護保険被保険者のみが利用できます。

### 訪問型サービス

#### ▶ 介護型ヘルプサービス（従来の介護予防サービスと同等）

訪問介護員（ホームヘルパー）が家庭を訪問し、身体介護（入浴や排せつなどの介助や、自立支援のための見守り）または、身体介護と併せて利用する生活援助（掃除、洗濯、買い物、調理などの日常生活上の支援）を行います。

#### 自己負担の目安（1割負担の方の場合）

		事業対象者	要支援1	要支援2
週1回程度	月額	1,421円	1,421円	1,421円
	1回	324円	324円	324円
週2回程度	月額	2,841円	2,841円	2,841円
	1回	329円	329円	329円
週2回超程度	月額	4,506円		4,506円
	1回	347円		347円

#### 利用できる方

ケアプランにおいて、身体介護を含むサービスが必要と判断された方

#### ▶ 生活支援型ヘルプサービス（緩和した基準によるサービス）

訪問介護員（ホームヘルパー）が家庭を訪問し、生活援助（掃除、洗濯、買い物、調理などの日常生活上の支援）を行います。

#### 自己負担の目安（1割負担の方の場合）

		事業対象者	要支援1	要支援2
週1回程度	月額	1,202円	1,202円	1,202円
	1回	274円	274円	274円
週2回程度	月額	2,399円	2,399円	2,399円
	1回	278円	278円	278円
週2回超程度	月額	3,811円		3,811円
	1回	294円		294円

#### 利用できる方

ケアプランにおいて、訪問介護員による専門的な生活援助が必要と判断された方

- （例）
- ・退院直後で状態が変化しやすく、自立に向けた専門的サービスが必要な方
  - ・医師に指示された食事形態に配慮した調理等が必要な方
  - ・専門的視点による生活援助を行うことで、自立性を高められる方 など





## ▶ 支え合い型ヘルプサービス（緩和した基準によるサービス）

京都市がカリキュラム等を定めた「京都市支え合い型ヘルプサービス従事者養成研修」を修了した従事者等が家庭を訪問し、生活援助（掃除、洗濯、買い物、調理などの日常生活上の支援）を行います。

### 自己負担の目安（1割負担の方の場合）

		事業対象者	要支援1	要支援2
週1回程度	月額	790円	790円	790円
	1回	180円	180円	180円
週2回程度	月額	1,583円	1,583円	1,583円
	1回	183円	183円	183円
週2回超程度	月額	2,503円		2,503円
	1回	193円		193円

### 利用できる方

「介護型ヘルプサービスを利用できる方及び生活支援型ヘルプサービスを利用できる方」に該当しない方で、ケアプランにおいて生活援助が必要と判断された方

※生活援助は、利用者が一人暮らしの場合、利用者の家族が障害や疾病により家事を行うことが困難な場合、その他やむを得ない事情により家事を行うのが困難な場合に利用できます。ただし、利用者の家族のための家事やサービス提供者がやらなくても日常生活に差し支えがないもの、普段やらないような家事は対象となりません。

※利用料金は一定の条件のもと、1割負担で算出したものです。2割負担の場合は、2倍となります。

※訪問型サービスのうち、1種類を利用する場合は、月額の利用料となります。2種類のサービスを利用する場合、1回あたりの利用料の組み合わせとなります。

※新しく設けた生活支援型ヘルプサービスや支え合い型ヘルプサービスの利用を希望しているにもかかわらず、事業開始直後等でこれらのサービスの供給が十分になく、希望するサービスが利用できない場合には、経過措置として従来相当のサービス等の利用も可能としています。その際の利用料は実際に利用したサービスの利用料となります。

## 通所型サービス

### ▶ 介護予防型デイサービス（従来の介護予防サービスと同等）

デイサービスセンターなどで、生活機能の維持、向上のため、機能訓練や送迎のほか、必要に応じて、食事、入浴などの日常生活の支援を行います。原則1回3時間以上のサービスです。

#### 自己負担の目安（1割負担の方の場合）

		事業対象者		要支援1		要支援2	
		入浴あり	入浴なし	入浴あり	入浴なし	入浴あり	入浴なし
週1回程度	月額	1,823円	1,601円	1,823円	1,601円	1,823円	1,601円
	1回	418円	368円	418円	368円	418円	368円
週2回程度	月額	3,737円	3,295円	/		3,737円	3,295円
	1回	431円	380円			431円	380円

#### 利用できる方

ケアプランにおいて、機能訓練や日常生活上の支援が必要と判断された方

### ▶ 短時間型デイサービス（緩和した基準によるサービス）

デイサービスセンターなどで、生活機能の維持、向上のため、機能訓練のほか、利用者の利用目的に応じて、食事や入浴、送迎などの日常生活の支援を行います。原則1回1時間以上3時間未満の短時間利用を想定したサービスです。

#### 自己負担の目安（1割負担の方の場合）

			事業対象者		要支援1		要支援2	
			入浴あり	入浴なし	入浴あり	入浴なし	入浴あり	入浴なし
週1回程度	月額	送迎あり	1,524円	1,283円	1,524円	1,283円	1,524円	1,283円
		送迎なし	1,070円	829円	1,070円	829円	1,070円	829円
	1回	送迎あり	350円	295円	350円	295円	350円	295円
		送迎なし	246円	191円	246円	191円	246円	191円
週2回程度	月額	送迎あり	3,094円	2,613円	/		3,094円	2,613円
		送迎なし	2,191円	1,710円			2,191円	1,710円
	1回	送迎あり	357円	301円	357円	301円		
		送迎なし	252円	198円	252円	198円		

#### 利用できる方

ケアプランにおいて、機能訓練や日常生活上の支援が必要と判断された方

## ▶短期集中運動型デイサービス（短期集中予防サービス）

デイサービスセンターなどで、週2～3回、理学療法士などのリハビリテーション職等が運動指導を行うことで、身体機能の向上と、セルフケアの習慣づくりを支援します。原則3ヶ月の利用とし、1回の利用時間は1時間～1時間半程度です。

### 自己負担の目安（1割負担の方の場合）

			事業対象者	要支援1	要支援2
週2回程度	月額	送迎あり	2,751円	2,751円	2,751円
		送迎なし	1,965円	1,965円	1,965円
週3回程度	月額	送迎あり	4,126円	4,126円	4,126円
		送迎なし	2,947円	2,947円	2,947円

### 利用できる方

ケアプランにおいて、短期集中的な運動指導が必要と判断された方

※利用料金は一定の条件のもと、1割負担で算出したものです。2割負担の場合は、2倍となります。

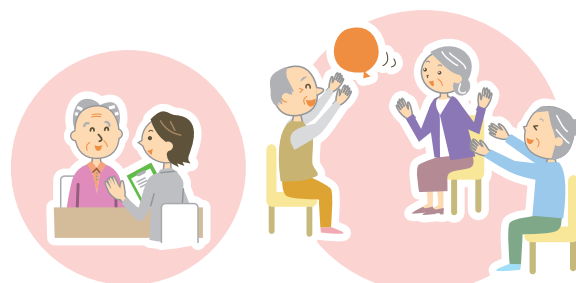
※食費等、別途自己負担が必要となる場合があります。

※通所型サービスのうち、1種類を利用する場合は、月額の利用料となります。2種類のサービスを利用する場合、1回あたりの利用料の組み合わせとなります。ただし、「短期集中運動型」は他の通所型サービスとの併用はできないため、1回あたりの利用料は設定していません。

※新しく設けた短時間型デイサービスや短期集中運動型デイサービスの利用を希望しているにもかかわらず、事業開始直後等でこれらのサービスの供給が十分になく、希望するサービスが利用できない場合には、経過措置として従来相当のサービス等の利用も可能としています。その際の利用料は実際に利用したサービスの利用料となります。

## 介護予防ケアマネジメント

高齢者の皆様が住み慣れた地域で自立した生活を送るため、必要なサービスを利用し、介護予防・健康づくりに取り組めるよう、高齢サポート（地域包括支援センター）等で皆様の希望や生活機能の状態などを踏まえてケアプランを作成し、支援します。また、サービス利用開始後の状況確認も行います。



## 一般介護予防事業

京都市では、高齢者一人ひとりがいつまでも住み慣れた地域でいきいきと健やかに暮らせるよう、介護が必要な状態になることの予防や、介護が必要な状態の軽減又は悪化を防止することを目的に、次のような介護予防の取組を行っています。

詳しくはお住まいの地域の高齢サポート（地域包括支援センター）またはお住まいの区の地域介護予防推進センターまでお尋ねください。

### 対象者

#### 65歳以上のすべての方

※運動制限を受けている方など、事業の内容や個別の状況により利用できない場合があります。

### 実施していること

#### 介護予防の取組を学びたい方向け（介護予防教室、講演会など）

地域介護予防推進センター等で、運動器の機能向上や栄養改善、口腔機能の向上のための介護予防教室や講演会等を行っています。

利用料は原則として無料ですが、一部教材費等実費相当分の負担があります。

##### <運動器機能向上教室>



##### <栄養改善教室>



##### <口腔機能向上教室>



#### 身近な地域で自主的に介護予防に取り組んでみたい方向け

地域介護予防推進センター等で、地域で介護予防の取組をしたい方に対して、介護予防の取組の指導や助言を行っています。

#### 身近な地域で自由に集まって交流したい方向け

地域の住民や団体が、地域の集会所や商店街の空き店舗などで、高齢者が自由に集い、高齢者どうし、また高齢者と若者や子ども達との交流を図ることができる「健康長寿サロン」などが設けられています。

各地域の健康長寿サロンの情報については、保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室 介護ケア推進課ホームページに掲載します。

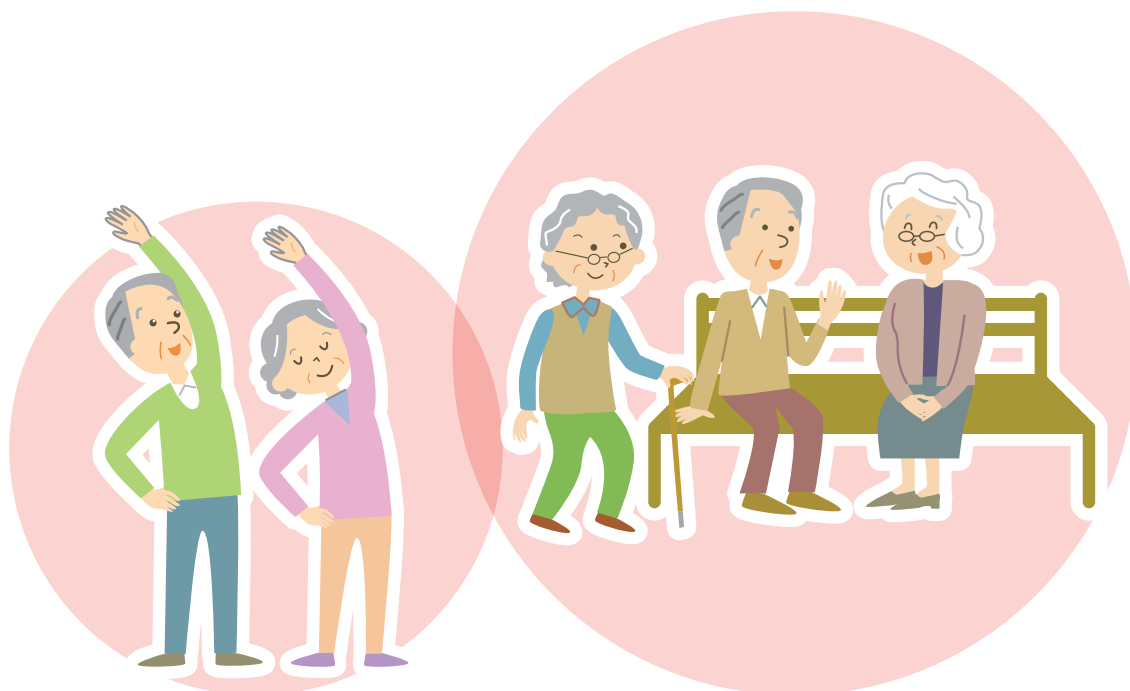
## 地域介護予防推進センターとは…

高齢者の皆様が、介護を必要とせずいつまでも元気に暮らせるよう、地域における介護予防拠点として、京都市が市内12箇所で委託運営している機関です。

### 推進センター名

### 電話番号

北区地域介護予防推進センター	494-0323
上京区地域介護予防推進センター	417-4707
左京区地域介護予防推進センター	706-6499
中京区地域介護予防推進センター	801-0389
東山区地域介護予防推進センター	551-2448
山科区地域介護予防推進センター	583-6205
下京区地域介護予防推進センター	361-1060
南区地域介護予防推進センター	693-6135
右京区地域介護予防推進センター	864-1084
西京区地域介護予防推進センター	392-7874
伏見地域介護予防推進センター	612-8156
深草・醍醐地域介護予防推進センター	641-2543



## 地域における支え合いを支援！

京都市では、地域における支え合いを支援する取組を進めています。

### 「地域支え合い活動創出コーディネーター」の配置

京都市では「地域支え合い活動創出コーディネーター」を各区に配置しています。コーディネーターは、掃除や買い物などの家事支援や見守り、健康長寿サロンなどの「生活支援サービス」の充実に取り組み、それぞれの地域で高齢者が安心して暮らしていける仕組み（地域包括ケアシステム）を作っていくお手伝いをします。

生活支援サービスの充実に向けて、皆様の地域ではどのような支え合いが必要でしょうか。地域づくりについて一緒に考えてみませんか？詳しくは各区のコーディネーターにお尋ねください。

### 地域支え合い活動入門講座

高齢者向けのボランティア等を希望される方に対して、生活支援に関する基本的な知識や、実際に何らかの活動を始めるために役立つ情報を提供する講座を、各区のコーディネーターが実施します。併せて、ボランティア活動の参加に向けた相談も行います。ご自身の力を「支え合い」に活かしたい方、これからボランティアを始めてみたい方など、お気軽にコーディネーターにご相談ください。

### 「地域支え合いボランティア活動」への助成

地域の高齢者の皆様が相互に支え合えるまちづくりを進めるため、地域住民の皆様が取り組まれる高齢者の「ちょっとした困りごと」に対する支援活動に対して、活動経費を助成する制度を設けています。

#### 助成対象者

本事業の趣旨を理解した団体・グループ（個人は不可）  
（同一団体・グループへの助成は3ヶ年度を限度とします。）

#### 助成対象となる活動

65歳以上の方が3名以上いる団体・グループで実施する、京都市の居宅高齢者を対象とした家庭訪問による生活支援を行う活動  
（例）電球交換、草むしり、花木の水やり、大掃除、模様替え

#### 助成金の額

1団体当たり、上限30,000円／年度

※その他、助成要件があります。

※助成申請方法や期間等については、保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課（TEL 746-7734）にお問合せください。

## 「健康長寿サロン」への助成

高齢者が住み慣れた地域で健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、地域の皆様が主体となって設置し、運営する通いの場としての「健康長寿サロン」に対する助成制度を設けています。

### 助成対象者

健康長寿サロンを設置・運営している又はその予定である地域の住民又は団体

### 助成対象となる健康長寿サロン

月2回以上、1回当たり3時間以上の活動を実施しており、京都市内に居住する65歳以上の住民が5名以上利用する見込みがある健康長寿サロン

### 助成金の額

施設改修費：上限20万円（1回限り）

備品購入費：上限5万円（1回限り）

運営費：1万円～7万円／年度（開催日数に応じて補助）

※その他、助成要件があります。

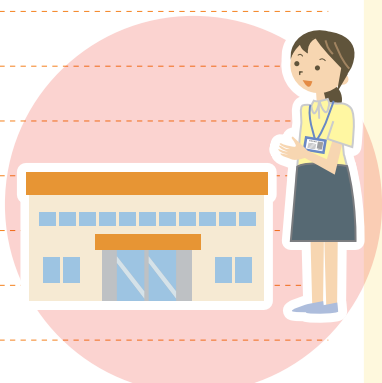
※平成28年度まで実施していた「高齢者の居場所」づくりへの助成制度を一部改め、平成29年度から「健康長寿サロン」への助成制度として実施します。

※助成申請方法や期間等については、保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室 介護ケア推進課（TEL 213-5871）にお問合せください。

## 地域の支え合いに関する相談窓口

### 地域支え合い活動創出コーディネーター

	電話番号
北区コーディネーター	441-1900
上京区コーディネーター	432-9535
左京区コーディネーター	723-5666
中京区コーディネーター	822-1011
東山区コーディネーター	551-4849
山科区コーディネーター	593-1294
下京区コーディネーター	361-1881
南区コーディネーター	671-1589
右京区コーディネーター	865-8567
西京区コーディネーター	394-5711
伏見区コーディネーター	603-1287



※各区コーディネーターの配置場所である、各区の社会福祉協議会の電話番号を記載しています。

# 介護予防・生活支援サービスの利用手続等に関する相談窓口

## 高齢サポート（地域包括支援センター）

区	名称	電話番号	担当学区
北区	原谷	463-1686	小野郷, 中川, 鷹峯, 金閣, 衣笠, 大將軍
	紫竹	495-6638	大宮, 紫竹, 待鳳
	鳳徳	223-3511	鳳徳, 紫明, 出雲路
	柵野	712-8621	雲ヶ畑, 柵野, 上賀茂, 元町
	紫野	494-3346	楽只, 柏野, 紫野
上京区	乾隆	432-8677	乾隆, 嘉楽, 正親, 翔鸞
	小川	415-8866	待賢, 小川, 中立, 滋野, 京極, 春日
	仁和	465-7500	仁和, 出水
	成逸	415-8770	室町, 成逸, 西陣, 桃園, 聚楽
左京区	大原	744-4055	久多, 大原, 八瀬, 上高野, 松ヶ崎
	左京南	771-6300	吉田, 聖護院, 川東, 新洞, 岡崎
	左京北	706-7280	広河原, 花脊, 鞍馬, 静市, 葵, 下鴨
	岩倉	723-0800	岩倉北, 岩倉明德, 岩倉南
	修学院	723-8077	修学院第一, 修学院第二
	白川	762-5510	北白川, 浄楽, 錦林東山
	高野	724-0397	養徳, 養正
中京区	朱雀	801-1384	教業, 朱雀第一, 朱雀第二, 朱雀第六
	西ノ京	841-0883	朱雀第四, 朱雀第五, 朱雀第八
	本能	254-0021	城巽, 本能, 乾, 朱雀第三, 朱雀第七
	御池	257-5810	銅駝, 立誠, 富有, 柳池, 生祥, 竹間, 初音, 日彰, 梅屋, 龍池, 明倫
東山区	洛東	561-1356	今熊野, 一橋, 月輪
	東山	541-6171	清水, 六原, 修道, 貞教
	栗田	761-8010	有濟, 栗田, 弥栄, 新道
山科区	音羽	595-8139	音羽, 音羽川, 大塚
	山階	583-5833	安朱, 山階, 西野
	勧修	595-7736	山階南, 百々, 勧修
	大宅	572-6660	大宅, 小野
	日ノ岡	595-5575	陵ヶ岡, 鏡山
下京区	下京西部	326-3639	大内, 七条, 西大路
	下京中部	361-2141	格致, 醒泉, 植柳, 安寧, 梅逕
	下京東部	342-2698	稚松, 皆山, 菊浜, 崇仁
	修徳	351-2153	永松, 開智, 豊園, 成徳, 有隣, 修徳, 尚徳
	島原	351-4850	郁文, 淳風, 光徳, 七条第三

区	名称	電話番号	担当学区
南区	東九条	662-3009	山王, 九条, 九条弘道, 九条塔南, 梅逕, 東梅逕
	久世	933-5787	祥栄, 久世
	陶化	671-2343	陶化, 東和, 上鳥羽
	唐橋	694-6222	南大内, 唐橋, 祥豊, 吉祥院
右京区	嵯峨	873-3085	水尾, 宕陰, 嵯峨, 広沢
	花園	466-2711	高雄, 宇多野, 御室, 花園
	嵐山	871-0200	嵐山, 嵯峨野
	梅津	862-5171	北梅津, 梅津
	常磐野	873-3156	常磐野, 太秦, 南太秦
	西院	812-6712	安井, 山ノ内, 西院第一, 西院第二
	京北	854-1111	京北第一, 京北第二, 京北第三
西京区	葛野	322-2236	葛野, 西京極, 西京極西
	西京北部	392-7817	嵐山東, 松尾, 松陽
	桂川	391-1772	桂徳, 桂東, 川岡, 川岡東
	西京南部	382-1127	桂川, 桂, 櫻原
	沓掛	335-2201	桂坂, 大枝, 新林, 福西
	境谷	331-8781	境谷, 竹の里, 大原野
伏見区	下鳥羽	604-5011	下鳥羽, 板橋, 南浜
	久我の杜	931-8024	久我, 久我の杜, 羽束師, 横大路
	向島	622-8845	向島, 向島藤ノ木, 向島南, 向島二ノ丸, 向島二ノ丸北
	東高瀬川	622-7745	竹田, 住吉
	淀	633-6557	納所, 淀, 美豆 (淀南)
	桃山	605-4707	桃山, 桃山東, 桃山南
	深草北部	641-2544	稲荷, 砂川
	深草南部	641-9301	藤ノ森, 藤城
	深草中部	642-5155	深草
	醍醐南部	572-6572	小栗栖, 小栗栖宮山, 石田, 春日野, 日野
醍醐北部	571-3560	北醍醐, 醍醐西, 醍醐, 池田, 池田東	

## 各区役所 福祉介護課 介護保険担当（介護保険・総合事業に関すること）

（平成 29 年 5 月 8 日以降：健康長寿推進課 高齢介護保険担当）

北区役所……432-1366  
 上京区役所…441-5107  
 左京区役所…702-1071  
 中京区役所…812-2566  
 東山区役所…561-9191

山科区役所…592-3290  
 下京区役所…371-7228  
 南区役所……681-3296  
 右京区役所…861-1430  
 京北出張所…852-1815

西京区役所…381-7638  
 洛西支所……332-9274  
 伏見区役所…611-2279  
 深草支所……642-3603  
 醍醐支所……571-6471

